

平成29年度第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会

日 時 平成29年6月1日（木）

14：00～16：30

場 所 島根県市町村振興センター大会議室

○事務局

定刻になりましたので、ただいまより平成29年度第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会を開会します。

まず初めに、当連絡協議会について説明します。この協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、本県のいじめの問題に取り組む関係機関、団体の連携を図ることを目的として、平成26年度に県の条例により設置しております。このことについては、事前に送付させていただきました資料8に記載しております。

それでは、資料の確認をお願いします。事前に送付させていただいた資料は、次第、資料1、2、3、4、5、6、7、8です。もし、ございませんでしたら事務局へお尋ねください。

それから、机の上に本日の配付資料として、出席者資料名簿、資料9の「日頃いじめ問題に取り組む中で課題とされていること」、それから資料10の「県のいじめ防止基本方針改定作業スケジュール」を置かせていただきました。また、青少年育成島根県民会議様より、色刷りの資料が2枚、「しまね家庭の日」と「しまニッコ！スマイル声かけ県民運動」を置かせていただきました。ございますでしょうか。落丁、不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

それでは、ここで、本連絡協議会の会長様から御挨拶をいただきたいと思います。
よろしくお願ひします。

○会長

どうも、皆さん、こんにちは。本日はよろしくお願ひいたします。

例年ですと、年度末の結構雪が降ったりする時期の開催ということでございましたが、今年は年度が明けて、この早い時期での開催ということになりました。もう委員の方々も事前の資料送付等でお気づきかとは思いますが、念のため、このような早い時期での開催について、会長として、改めて説明したいと思います。

今日の資料1にもございますように、ただいま説明ありました県のいじめの防止等に
関わる基本方針というものを平成26年度に島根県は作成しております。なお、その
前年度に国の基本方針等が明示され、それを受けたの作成だという形になっておりま
す。

それで、今年の3月に国の基本方針が一部改定されたということでございます。した
がって、県が平成26年度に策定した基本方針についても、今年の3月に改正された
国の基本方針等を参考しながら、この島根県での基本方針というものを改めて見直し
していくところが、実は今回のいじめ問題対策連絡協議会の主な協議の目的とい
うことになっております。なお、この本連絡協議会の方で、そういう国の基本方針の
改定に基づいてさらに県のものを検討するということは、島根県のこの3月に改正さ
れました生徒指導審議会においても、そのような方針については報告をされているも
のでございます。

お忙しい中、たくさんの委員に御出席いただきました。本日はそれぞれの立場からの
忌憚のない御意見をいただきながら、島根県のいじめの防止等に関わるよりよい方向
性というものを睨みながら、具体的にはどういうような改定を加えていくのかという
ところの活発な意見交換をしていきたいと思います。

まだ簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひ
いたします。

○事務局

ありがとうございました。続きまして、御出席者の紹介について、自己紹介を兼ね
てお願いしたいところですが、時間の関係上、お配りの名簿、座席表により紹介に代
えさせていただきます。御了承ください。

なお、出席者名簿を御覧のとおり、3名の委員が欠席となっております。また、島根
県市町村教育委員会連合会におきましては、松江市の副教育長が代理出席となってお
ります。

それから、今日は、公立学校を所管する県教育委員会と私立学校を所管する総務部総
務課で事務局をさせていただいております。よろしくお願ひします。

それでは、これから議事については、会長にお願いしたいと思います。よろしくお
願いいたします。

○会長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

お手元の次第の4番の議題ということで、島根県いじめ防止基本方針の改定についてというところでございます。ただし、この議題は（1）、（2）の県方針の策定の経緯とか、国でどのような改定を求められたのかということを事務局から御説明いただいた後に、意見交換という形に入らせていただきます。

それでは、議題4の（1）及び（2）について、事務局からの御説明、よろしくお願ひいたします。

○事務局

県のいじめ防止基本方針の策定の経緯及び国といじめ防止等のための基本的な方針の改定内容について説明をさせていただきます。資料は1から8を使わせていただきます。

まず、島根県いじめ防止基本方針策定の経緯ですが、いじめ防止対策推進法が平成25年6月に公布され、同年9月に施行されました。資料7はこの概要でございます。

次いで、国がいじめの防止等のための基本的な方針を同年10月に策定をいたしました。これが資料4、概要でございます。

先ほど会長からもお話をございましたが、これを受けまして、平成26年4月に島根県いじめ防止基本方針を策定いたしました。この資料が1でございます。この島根県いじめ防止基本方針は、地域や家庭との連携のもと、温かみのあるかかわりを大切にすることや、人権意識を醸成する取り組みを明記しております。さらに、いじめ防止に対する基本的な考え方であるいじめの防止、早期発見、対処、連携について具体を記し、県、市町村、学校、保護者、児童生徒、地域についてそれぞれの役割も盛り込んでおります。

本年3月には、国がいじめ防止等のための基本方針を一部改定し、さらに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを新たに策定いたしました。このガイドラインは、資料5でございます。県の方針は策定後3年を経過し、国の基本方針の改定もあったことから、このたび、島根県いじめ防止基本方針の見直しを行うものでございます。

本年3月に改定された国の基本方針の内容は、資料3でお示しをしております。それ

につきまして、これから少しだけ説明をさせていただきます。

まず、1つ目、いじめの定義にけんかやふざけが加わりました。資料2をごらんください。資料2の右側に手書きで1という数字であらわしてある、その部分でございます。

2つ目に、心理、福祉の専門家としてスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーが明確に位置付けられました。資料2の14でございます。

続いて、3つ目に県が設置する組織、いじめ問題対策連絡協議会でございますが、これについてのメンバー構成が具体的に示されました。これは資料2の41、42、43でございます。また、資料8は、さきに説明がございましたが、本日のこの島根県いじめ問題対策連絡協議会に関する条例も示しております。

続いて、4つ目でございますが、学校いじめ防止基本方針の具体像が示されました。これは、資料2の3、4、5、6、7でございます。

5つ目に、学校におけるいじめ対策組織の位置付けが明確化されました。これは資料2の14、15、16でございます。

6つ目に、アンケート調査等の実施が明記されました。これは資料2の5及び33でございます。

7つ目に、いじめの生まれる背景と指導上の注意点について、学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置のポイントの改定として示されました。これは資料2の20ページ以降になります。下にページ番号が書いてございます。そこからが今お話をさせていただいたポイントでございます。

最後に、重大事態の対応のあり方がガイドラインによって明確化されました。

国の改定された内容は資料2でお示ししておりますが、その部分が県の基本方針のどこの部分に該当するのかを資料6で示しております。例えば、資料2の1ページ、右側に手書きで1としております「けんかやふざけ合いであっても・・・」の項目は、資料6の5ページに関連することを示しております。資料2の右側に1と書いてある隣にP5と書いてありますが、これは資料6の5ページに該当するというふうに見ていただきたいと思います。

このように、国が改定した内容が、資料6の県の方針のどこの部分に該当するのかを見ていただきながら、県の基本方針改定についての御意見を頂戴したいと思います。

なお、国が新たに策定したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインについては、

そのまま県、各市町村、各学校が参考にするものと考えておりますので、県としてのガイドラインを策定する予定はございませんが、このガイドラインで示されている趣旨を基本方針に盛り込めるところは盛り込んでいきたいと考えております。どうか、それぞれのお立場から御意見をいただきますようお願いをいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

国の改定の内容、ポイントというものが資料3ですね、そして具体的に国の本文でどういう形での改定になっているのかという具体的なものが資料2ということで赤字で記していただいております。そして、これらの点を配慮して、県の方針を突き合わせた場合というどこが資料6で、そこに、例えば5ページの修正とか追記という形で、国の今年3月の改定を踏まえ、県のところではどこら辺のところに追記とかあるいは修正が入るのかといった案を資料6の方でお示しをいただいております。ちょっと情報量がいろいろ多量ですので、それぞれの立場での関連するところ等を特に注目していただくことになるとは思いますが、ここで、後ほど意見等の交換はするとしまして、今、資料の内容についての説明をしていただきました。これに関して、もうちょっとこここのところの説明とか、あるいはここがちょっとという質問等がありましたら、举手にての発言をお願いしたいと思います。

それでは、何かこの資料に関して、この点はというところがありましたら、発言をいただきたいと思います。

○委員

改定案はいろいろいじめの問題に向き合っていくうちに、こうした方がいいということで、たくさんこういうことをやつたらどうかということを上げられてるんですけども、前回のこの会で、学校の現場の先生達がとても忙しくて、これ以上の対応、今の対応でさえもう本当に大変な思いをしてやっておられるというときに、よりもっと大変なことに取り組む、もっと取り組めという指令が上から降りてきている。現場ではもうだめですから、これ以上のことは難しいんですよって言ってるのに降りてきているという印象が、私達、電話を受けている者としては、子ども達にどうにかして欲

しいんだけど、無理な現状があるじゃないか、何でこんなことを言ってるの、それよりももっと学校の先生を増やすとか、スタッフを増やすとか、地域から学校に飛び込んで先生達の補助をする人達を増やすとか、そういうふうなことに取り組んでいただきたいと思っているので、これ読んでるだけで何か頭が痛くなってくるんですけれども、その辺のことは、現場でこのやり方を盛り込んでいかなくちゃいけない事務局の方々はどのように感じておられるんでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

御意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたようなことについても、非常に大事なことだなというふうに考えておりますし、先ほどお話をいただいた、例えば地域との連携のことではありますとかについても、この中で地域の連携のことについても触れさせていただいておりまして、今おっしゃっていただいたような内容も盛り込めるところは盛り込んでいくということで対応をさせていただけたらなというふうに考えております。

○委員

そういうことではなくて、例えば地域と学校をつなげるとしたら、一体誰がどういうふうにつないでいくのか、その仕事を具体的にどういうふうな形で進めていくのかとか、そういうここまで踏み込んで考えておられるんでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

例えば、学校とその地域を結ぶ中に、例えばスクールソーシャルワーカーでありますとかそういう人の力を借りながら、学校等に対して、そして保護者の方にも、子ども達にも対応するような、そういうことについてもここで触れておりますので、今お

っしゃっていただいたようなことにも対応できるというふうに考えております。

○会長

他にいかがでしょうか。

○委員

細々と書かれてありますて、これ、人件費とかの削減をされる中で現場でどうやってやられるのかなと。細々とたくさんのマニュアルが上げてありますて、読むだけでも大変なのに、多分現場は非常に大変になるのではと思いながら読ませていただきました。

具体的に、まず、地方いじめ防止基本方針のこの「地方」では、都道府県なのか、市町村なのか、あるいは両方合わせてなのか、曖昧でわかりませんでした。

それから、連携機関として、いろんな専門機関、あるいはPTAとかいろんな団体が入っていますが、いつも思うんですけれども、誰が被害を受けた子どもさんとその親御さんの立場に立ち得るかということです。私は不登校やいじめの当事者ですので、被害に遭われた方から、こういうことで不登校がずっと続いているとか、こういうことが地域でなかなか辛いというような御相談がたくさんあります。私達は当事者ですので、被害者の気持ちが痛いほどわかります。そういう当事者団体、親の会とか親が作った居場所がこの専門連携機関の中に入っていないんですね。学校へ行ってる子のPTA会長は入れるけど、不登校の子の親はPTAに入れないということは前にも申し上げたと思いますが、どういう事態が起こって、どんな重大事態であっても、学校が取り合ってくれないかとか、教育委員会や専門家会議が動かないかとか、そういうことについて一番よく知っている当事者を、この中に入れていただきたいと思います。

あと、細かいことは後で申し上げますが、資料1の平成26年4月30日作成の島根県いじめ防止基本方針の10ページです。【参考】「県立学校におけるいじめの重大事態の流れ」というのがあります。県教委が調査主体になる場合、学校が主体になる場合という二つの図があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の記述からも読み込めるんですけども、上の図の「⑥児童等、保護者に対する情報提供（法の第28号第2項）」、下の図の「⑤「児童等、保護者に対する情報提供（法第28条第2項）」、この流れの矢印の向きの問題です。どちらも教育委員会か

らの一方的な下向きの矢印だけ、児童生徒、保護者に対する情報提供という下向きの矢印だけなんですね。でも、実際はいろいろあって、被害を受けた子ども、あるいは保護者からの訴えによって調査委員会が開かれるとか、あるいは、もうそういう調査委員会はおかしいからやめて欲しいというのもありましたよね、取手市の事件とか。したがって、一番真実が言いたい被害者側の意見が反映されるように、この矢印は双方向にすべきだろうというふうに思います。

何が言いたいかというと、子どもの命が一番大事なのに、専門機関を初め、学校、教育委員会は、「あったことをなかったことにしてる」っていう言葉も昨今有名であります、やっぱりいじめの事実が隠されるっていうか、はっきり言っていいですか。保身か何が働くのかわかりませんけれども、被害者が言わない限り、調査が動かないということがありますので、私が申し上げたいのは、この被害を受けた子ども・保護者からの県教委・学校への矢印を、逆方向の矢印の太いのを1本入れていただきたい。それから、こういう関係機関の先生だけじゃなくって、被害者団体であるとか親の会であるとか、調査組織の構成機関の中に、「等」と入っておりますが、当事者にかかわって生の声をたくさん聞いてきた当事者団体を明記することが必要ではないかと思います。仙台市の例もありますし、取手市の例もあります。同様に、いじめで子どもさんを亡くされようと、その後、子どもさんが非常に苦しい思いをされようと、被害者側の視点は本当に反映されないのだなと思っておりますので、ぜひ、被害者の側に立つ・当事者団体の参加という点をこの基本方針の全体に埋め込んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

先ほどの資料の御質問についてお答えしたいと思います。

地方基本方針についての御質問がありましたが、地方は県とそれから市町村のことを指しております。

○委員

両方だということですね。

○事務局

はい、そうです。

○会長

先ほどの御意見ですね、そのところを含めておっしゃっていただいておりますが、資料に関してはいかがでしょうか。もう記載されていることとか、この点はというところ等で、他に御発言はよろしいでしょうか。内容量も多いですので。はい、どうぞ。

○委員

この県の方針に対する国の改定内容の突き合わせの資料6の始めの定義のところについてなんですかけれども、国の方針をそのまま追記されてるんですけれども、ここですね、例えば、「好意から行った行為が意図せずに」という、ここ部分なんですかけれども、非常に曖昧な上に、例えば、自分達が問題だと思えないものの中でも、当事者側からすれば、非常に深刻な人権侵害を含んでいる場合ってあるんですよね。それをいじめという言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応をすることも可能であるって、これは逃げだと思うんですよね。

例えばですよ、出雲市なんか、今、ポルトガル語圏の人、すごく増えてますけれども、遊んでいるときに、おまえって、日本人より日本人っぽいよなっていうの、これ、褒め言葉だと思ってますよね、皆さん。違うんですよ。これって、日本人の方が上だっていう差別意識から来る言葉であって、決して褒めじゃないです。そういう民族的マイノリティーに対する視野、これ、我々、普通に欠けてますよね。教員がこれ、拾えますか。

それからあと、スカートめくりとか、転んだときに、ついでに胸をもんじやうみたいな、こういう軽い身体的侵襲を伴う性暴力、こういうのをみんな曖昧にしてますよね。女の子が反撃したら、暴力はいけないと怒られるけれども、嫌だと言っていることをされたのに、好きだからしようがないよねで片付けられていることが多いですね。これ、先生達がそうやって黙らせてます、女の子を。そういうのをちゃんと拾えるか、

ちゃんと報告が上がるのか、それについて、組織が情報共有したときに、これ、後々すごい人権侵害につながるっていうことをちゃんと誰かにアドバイスしてもらって、検証して、各学校に周知徹底できるのか。その辺ですね、軽く見ちゃだめだと思うんです。ですので、この辺は独自に、レイシャルハラスメント、セクシュアルハラスメントについては、断固とした対処をとることもちょっと県独自で上乗せして明記していただいてもよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局

御意見としてお伺いしたいと思います。

○会長

確か、今回の国の改定で、後半のところで、発達障がい児であるとかという個別の対象についてのものがまたさらに具体的になったという記憶しておりますが、ちょっと今探せないんですが、そこで先ほど言わされましたレイシャルなものとか、あるいは帰国子女等を含めたとかっていったようなところ、どこかなかったですかね。

○事務局

例えば、資料3でまとめていただいた国の基本方針でいいますと、この裏面ですね。学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントということで取り上げられて、後の方に個別的なものとして取り上げられてはいるんですが、先ほどの御発言の趣旨は、もう少し前のところ、前文のところでそういうところを明確にして欲しいという御意見かなと思いました。

○会長

その他、確認をしておきたい、あるいは御質問等ございますでしょうか。

○委員

細かいことのようですが、いろいろな個人情報ですね、例えば中学校から高校へ伝えるとか、そういう児童生徒一人一人について、発達障がいもそうだと思うんですけど、記録をとって、それを共有するということは大事なことではありますが、個人情

報である限り、可能な限り本人に開示して、貴方の情報はこれでよろしいでしょうかと確認をとるべきだと。個人情報は本人の情報であるという、本人開示の原則をどこで記していただかないと。昔、不登校の調査で、不登校のきっかけは家庭の不和だとかね、聞かれたこともないことが数値として上がったりします。実際に情報公開制度や個人情報保護制度を使って出てくる文書を見ると、私はこんなことを言ったことがない、こここのところが間違っているというようなことがあります。

それは書かれている本人の確認をとってない情報が出回ってしまうということで、不登校の支援カードであるとか、そういうものが作られるとき一番懸念されるところでです。実際そういうことがありましたので、本人の了承を、本人に見せた上で、貴方の支援カードに貴方のことをこう書いた、お母さんに貴方の情報はこう書いたという確認をとっていただきたいと思います。ぜひ入れていただきたい。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

松江市の方のこういう会議で確認したんだと思うんですけど、いじめの報告書、いじめがどんな形で起きて、どうなったかっていうことについては、学校側の見解をまとめたものであると。書かれた被害者や加害者に確認して、こう書くけどいいですかっていうふうにしてると、双方の意見の相違等もあって、うまくまとめることができないので、学校側の見解でまとめてるみたいな言い方、正確にはそのとおりじゃないんですけど、そういうふうに言っておられたので、それなら、両論併記で、意見が合わないところがあったら、加害者側はこう言ってるけど、被害者側はこう言ってるみたいな、そういうふうなのでまとめて本人に見せて報告書をまとめるみたいなことができないかなと思うんですけど。ということは、本人に見せられないっていうことは、本人が読んだら傷つくようなことが書いてあるんじゃないかなっていうのがすごい怖かったんですけど。いや、先生は僕のことこんなに思ってたのかとか、何かもう先生に見放されてる感じがするみたいな書き方をしとられるんじゃないかなっていうのがとっても心配だったので、子どもの目線からいじめを捉え直すということにも、子どもにこれを見せるっていうことを前提に報告書をつくると変わってくると思うんですけど

れども、それは難しいんでしょうか。

○事務局

済みません、御意見は頂戴したいと思いますけど、1つずつ今お答えすることができません。いろんな御意見を頂戴して、またさらに検討を加えさせていただきたいと思いますし、今おっしゃっていただいた内容については、とても大事なことだというふうに感じておりますので、今後の検討の課題にさせていただきたいと思います。

○会長

すでに議題の意見交換というところに入っています。それぞれ、日頃かかわっておられるお立場から、また改めて御意見等をお伺いしたいと思いますが、前もって、資料9にございますように、関連機関、団体の一部の方から、日ごろからいじめ問題を取り組む中で、課題として現在意識しているということを提示していただいております。既に、発言された委員はこの内容を含みながらの御発言だったというふうに捉えています。

このような課題を日ごろ感じているということは、逆を言えば、先ほどの意見交換にもありましたように、このような課題について、何らかの対応方針等を示せるものに、やはり、今回改定をこここの部分の中に盛り込むことが可能か、あるいは既にもう盛り込まれているといったようなところの確認も、場合によっては必要になるのではないかなどと思います。

それで、ここから、またこの今回の改定に関わるもの、主は意見交換なんですが、この意見をいただいた団体の方から、ここでの箇条書き的に書いてあるものについて改めて御説明をいただきながら、さらに今回の改定についての、あるいはその背景等についての御意見等あれば、あわせてお聞きすることができればなというふうに考えております。よろしいでしょうか。済みません、指名をまずさせていただきます。ここに書いてはございます。まず、小学校長会様の方から、課題となっていることについて、事前に情報をいただいておりますが、これについて。

○委員

去年のところで、この資料9に書いてあります、日ごろいじめ問題に取り組む中で課

題となっていることっていうところで、3点上げさせていただきました。この書き上げた件については、具体的に対応した場合に、こういうことに苦労しているということで、素直な気持ちで書き上げたものです。

この基本方針にうまく乗せることができるかどうかは非常に難しいと思いますが、先ほどあった意見の中で、保護者との対応についてというところ等で、被害者、加害者の意見を上手に酌み上げる、うまく記入する、そして了解をいただくところ等はまさに正しいことだと思いますが、実際の面でやるのは非常に難しいところがあるなど。というのは、言われたことをそのまま書いても、受け取り方によって解釈が変わってくる場合がある。その両方に確認するっていうことは非常に難しくて、学校が何度も出しても、ううんっていうようになる可能性もあると思います。ただ、できるだけ正確な資料を出す、資料をつくるという意味では、非常に大切なことだとは思っています。

それから、問題発生時の初期対応について、なかなか正しいことが、アンケートとか聞き取り調査によってわからないということも書きました。ちょっと言いにくいところもありますが、それは御了解いただきたいと思います。近いところであったことに、悪さ書きの問題がありました。それは言葉で言えば、壁に書かれた文字ですが、実は「死んだ」と書かれていました。受け取りようによつては、これは誰に対して書かれたものか、何でこんなところに書いたのかと学校側は非常に心配しました。とにかく、初期対応が大切であるということで、学級に情報を求めました。そうすると、この件に関してはそれに類した情報が上がってき、書いた本人もわかりました。結論から言えば、誰に対して書かれたわけでもなく、ある子がちょっと怖いことを書いてみたいという気持ちから書いたとのことでした。ですから、そこまで初期対応で事実がつかめると、指導が非常に効果的にいきます。ただ、この件で、事実がきちんとつかめなかつた場合は、えつ、誰に書かれたんだろう、どういうふうに、どんなふうに思つて書いたんだろうと、いろいろ混沌の世界に入っていきます。

今、壁に書いた悪さ書きという件で話しましたけれども、初期対応が非常に大切なことを改めて思わされた1件でした。なかなかそこがうまくいかないと、資料の2つ目に書いた校種間にまたがる、つまり小学校から中学校にその事象を抱えたまま送ってしまうということで、きちんと解決ができない、その状態が長引くということがありますんで、繰り返すことになりますけれども、迅速な初期対応、そしてき

ちんとした初期対応と事実確認というのが大事だなと思っております。要らないことまで話して申しわけありません。でも、保護者対応、それから聞き取りのデータ、このあたり、個人情報で非常に難しいという意見はまことにそのとおりだと思っております。以上です。済みません、長くなりました。

○会長

それでは、同じく、学校関係でこの自由意見のこの資料の中に、引き続き、公立の高等学校長会の方からも、2件にまとめて、取り組む中での課題というところを記載していただいております。高等学校長会様、よろしくお願ひいたします。

○委員

そこに書かせていただいたのは、先ほどから発言されているような、例えば本人はその子のためになる、良いと思ってやった行為がですね、その子にとっては心身の苦痛を感じてしまう。文部科学省が上げているのは、例えば、問題が解けずに悩んでいる子に問題の解答を教えてやったというようなものとか、幾つかそういう例が挙がっているんです。本人が試験前なのにゲームばかりやっている。友達がゲームを注意した。こういうようなのも、いじめという言葉を上げずに、これは指導しなさいというような、そういうようなことまで上がっている、例として挙げてありますので、今後そういうふうなものが増えるというか、そういうものもいじめの指導の中に入れるとということになってますので、そこに書かせていただいた微妙な範囲まで広がっているので、非常に難しいと。判断も難しいんですが、普段の指導が非常に難しくなっていると。

先ほどちょっとと言われたような、悪いと思うことをやるのは当然指導できるんですけど、本人も周りも悪いと思ってはいない、これはいいんじゃないかなと思うようなことでも、相手のとり方にとっては、それはいじめの指導に入るということの例が挙げられていますので、これから非常に難しくなるなということで挙げさせていただきました。

○会長

ありがとうございます。後ほど改めて相談窓口や居場所の方の取り組み、課題につ

いてはお聞きしたいと思いますが、今、小、高ですね、公立の高校の方からそのような課題ということをいただいているのですが、その他、今日、委員のメンバーの中に、中学校、あるいは私立中学校、高校等の委員の方に来ていただいているので、突然の指名ではございますが、日ごろ抱えている課題、それにあわせて、今回の改定などで、ぜひこら辺はどうなのかといったような疑問とか、あるいはこういう形での御意見があればということで、ちょっとお聞きしたいかなと思います。

では、指名させていただきますが、中学校長会から、よろしくお願ひいたします。

○委員

最近の新聞にも学校におけるいじめ事案、いじめによる子ども達が傷ついている事件が報道されておりまして、心を痛めているんですけども、このいじめ防止対策推進法が制定されてから、学校におけるいじめ対応については、私の私見かもしれませんけども、随分、先生達の意識の中に根づいてきたのかなというふうに思っています。

学校現場で、このいじめ問題で、私は一番大事なことは、先生達の生徒理解の力、あるいは人権感覚、いじめを見抜く力、そういう教員の生徒理解力を磨いていく、敏感なものにしていく、そういうことがこのいじめ問題で、学校で取り組んでいく上では重要なポイントになるのではないかというふうに思っております。そういった点で、このように国として、そして島根県として、それをもとにして市町村単位で、それをもとにして学校で学校の基本方針をつくっていくというこの一連の流れは、そういう教員の生徒指導力を高めていく一つの後押しをすることではないかなというふうに思っています。

今お話ししたことは理想論ですけども、日々学校の中で起こっているいじめ事案、あるいはいじめが疑われる事案については、私は学校として、それぞれの学校が精いっぱいやっているのではないかというふうに思っています。大事なことは、起こったことをしっかりと検証していく、学校のいじめ問題の対応する体制はどうだったのか、初期対応はどうだったのか、事後対応はどうだったのか、そういう一つの事例をきちんと学校として受けとめ、組織として受けとめて、いじめが起こらないように未然防止を図る取り組みをさらに充実していく、このいじめ防止対策推進法の3つの柱の中にも、一番最初に未然防止、いじめが起こらないような、起こりにくいような学校をつくっていくということがまず大事ではないかなというふうに思っていますので、

今、それぞれの学校で取り組んでいることは、もう、いじめ事案が起きたときの対応は当然ですけれども、いじめが起こらないように学校の教育活動をどうしたらいいのか、体制はどうしたらいいのか、そういったところを重点的に取り組んでいるというのが学校の実態ではないかなというふうに思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。教職員の質の向上ということとか、日ごろからの防止のための教育ということで、今回、教育委員会が示していただいた国の基本方針の改定の方針の中にも、特に、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策ということが記載されておりますので、県の方でもまた他のところでも対応の追記とか記載というのが、これはあるのかなというふうに考えてはおります。

それでは、引き続き、私立中学高等学校連盟様、よろしくお願ひいたします。

○委員

このいじめの問題ですが、実は、私学と公立の場合、御承知のように、県には教育委員会と総務部総務課がございます。今回、平成28年から、今まで教育委員会は教育委員会だけ、また総務は総務で対応しておりましたけども、今回、併任という扱いをしていただきまして、いろいろ情報交換をしながら対応するようになっておりますので、少しずつ、やはりいろいろないじめ問題、私立でもあります。また、公立もある中で、いろんなことを参考にさせていただきながらやっていくということで昨年度からやっておりますので、まずは情報の共有化、交換ということを考えております。

○会長

教育関係の方から、今お聞きをしております。引き続き、今回、教育分野の方からおいでになられた方の御意見をお伺いしたいと思っております。市町村教育委員会連合会様、御意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。

○委員

今まで出たことと重なるんですけども、やはり、先ほどから話しがあった、例えば適切な当事者の情報公開であるとか、あるいはそういった方々に、やっぱりいじめ問題

の解決に向かって一緒に話し合っていく、そういう中で協力をお願いする、そういう姿勢は我々も考えていかなければいけないだろう、積極的に取り入れていかなければいけないだろうなと思って私も聞いてました。

ただ、どこまでを実際に当事者の方々に学校側が全部お知らせするかっていうのは、このあたりはやはりクリティカルな問題もあって、いろいろケース・バイ・ケースだろうなと思いますので、一概に、一律にこうしてくださいとはなかなか言い出しにくいなと思っています。だからこそ、やはりそれぞれの案件に対して、当事者にも入ってもらって、一緒に解決していこうという、そういう機運を醸成していくことは必要だろうと思います。

それから、これも先ほどの委員から話があったように、教員の感覚、やはり全ての学校現場で、先生方がいいかげんな対応をとっているとは私も思っておりません。しかし、全ての案件、事象の中で、先生方が全く落ち度もなく 100% 完璧な対応をとっているかと言われると、初期対応も含めて、まだまだ教員、あるいは学校側にも改善していくべき要素はたくさんあると思ってます。それは他県の例でも、やっぱり我々も、それこそ、どうでしょう、対岸の火事ではなく他山の石として、やはり我々の方ではどうだったんだろう、大丈夫だろうか、そういう視点を盛り込んだ対応をとっていかなければいけないと思って聞いています。それをこの後つくっていく、つくり込む中にどういうふうに文章化するかというのは、これ、ちょっとなかなか難しい話だと思いますので、一概に私の方で結論めいたことは申せませんが、少しでもそういう趣旨は取り入れていかなければならぬと思っています。

それと、ついでと言っては失礼ですけども、1つ、要望的なものをつけ加えさせてもらわせていただきたいんですが、これも、先ほどの委員から話があったように、学校の中で取り組むべきことは、とにかく今増えている状況っていうのは、皆様よく御存知だと思います。特にこのいじめの問題については、先ほどこちらでも話が出たんですが、よかれと思ってしてあげたこと、あるいは、ごめんなさいねって謝ったことであつたとしても、やっぱりいじめの案件として取り扱いなさいというぐらい、学校現場はアンテナを高くしてこの問題に対処しなければいけないというふうに法律なり、何というんですか、社会の方向性は向いていると思います。そうすると、現在の学校の戦力で、そういうのを本当にきめ細かく対応していくのは、事実上無理だろうと思っています。そうなってくると、やはり島根県だけの問題ではないと思うんですが、

ぜひ、文部科学省に動いていただく必要が私はあると思っています。それは、各学校に、教員を1人増やせば解決するかというものではないんですけども、学校が、特にこういった人権問題等にアンテナを高くして、本当にきめ細かく丁寧に対応しようというんであれば、そこに人をつけたり、なかなかお金をつけてくださいと言っても動かないと思いますが、やはりそういった面で、学校を文部科学省が全国的にサポートしていっていただけるようなことを、ぜひ、県からも、恐らく申し入れていらっしゃるんだろうなと思うんですけども、そういうのを他県も一緒になって申し入れていただきたいなと、これは要望してつけ加えさせていただきたいと思います。

○会長

学校現場、非常に忙しくて、このような形で定義もどんどん広がっていって、現実的に、御意見の中にもありました、対応するのに関して、人員的な資源の問題等もあるということで、ちょっとそこに関連して、事務局に確認をさせていただきたいと思いますが、今回は、前々から学校の先生以外の専門家ということで、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとかっていうことも盛り込みながらということですが、今回の改定で改めてこういう方達を活用しながらっていうのを改めて改定のポイントで載せていますが、これっていうのは、こういう人員の配置は今後、予算措置になると思うが、そういうところも国としてはにらんでいるのだと、そこら辺まで見通しがあるのか、それとも、人員の確保っていうのは、やはり各県等、あるいは市町村単位でそれぞれ工夫しながらといったようなところ、もし情報があればお願ひいたします。

○事務局

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてでございますが、スクールカウンセラーは、現在、258校に配置しております、小学校は117校、中学校は96校、高校は39校、特別支援学校は6校に配置しております。まだ小学校全部に配置ができておりませんが、今の状況では、現在配置しておりますスクールカウンセラーを、未配置の学校にも派遣することが可能というシステムを持っておりまして、今の段階で必要であれば、全ての校種、全ての学校に派遣することは可能ということで配置をさせていただいております。

それから、スクールソーシャルワーカーですけども、スクールソーシャルワーカーは、各市町村に委託して、市町村が雇用しているところでございますが、このスクールソーシャルワーカーにつきましても、それぞれの市町で活用が始まっておりまして、様々なケースに対応して、学校と関係機関をつなぐということで活動をしていただいているということで、現在も既にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置しているところでございます。

○会長

それでは、保護者代表ということで、PTAからもおいでになっておりますので、御意見を伺いたいと思いますが、その前に、後ほど事務局の方から今後のスケジュールということでの御紹介がある予定だったんですが、今日ここで、多様な立場の方からそれぞれの意見を聞いて、これをいわゆる事務局の方でまとめて、そういうものを題材にしながら、夏ぐらいですか、生徒指導審議会のところで、そういうような、この協議会も含めた意見を踏まえながら、いわゆる県としての基本的な方針についての案を作成して、それを一旦パブリックコメントとして一般の方に改正内容についての意見を募集して、最終的に年内ぐらいをめどに改正案を策定するということで、今回のこの6月に開きましたいじめ問題対策連絡協議会の趣旨といいますところが、多様な立場で日ごろからいじめ等の防止、あるいは対応にずっと従事してくださっている方から、様々な立場からの御意見、改定においてはこの点はどうなんだとか、こういう点は盛り込むべきではないか等も含めながら、御意見をいただくという会でございます。

したがって、事務局から説明がありましたが、今この時点で一問一答で、これを確実に記載いたしますとか、ちょっとそこの議論までは行けないんですが、その意見に関わって皆さんと共有とか疑問点の解消とか必要性の認識ということがあれば、質疑応答という形にしたいと思います。

それでは、保護者ということで、今日、高等学校、それから特別支援学校のPTAの連合会からおいでになっております。はじめに高等学校PTA様よろしくお願ひいたします。

○委員

高校の保護者の立場で少しお話ししますと、いじめの定義が変わってきた中で、子ども達も高校になるにつれて素直に調査に答えなくなってる。いじめっていうのは悪いっていうのはわかっているので、少々のことでもやっぱり書くといけないのかなと、隠すっていうわけじゃないんですけど、ふざけ合いやけんかまでがいじめの対象になるとなつたときに、高校生ぐらいの子どもが素直にそこまで書くのかなという意味では、把握が難しくなるというのは確かかなと思います。

また、保護者の年代から見ても、50前後から上が高校の保護者ですので、けんかやふざけ合いについて、少々のことは何がいけないんだっていう時代で育った世代です。ブラック企業であるだとか、先ほどちょっとセクハラの話が出ましたけど、そういうのを経験してきた世代ですので、それがいけないっていうのは、やっぱり研修を受けたりして変わってこないと、今の若い保護者はそれはいけないってわかっているけど、ちょうど高校の保護者というのは、そういう意味では難しい、保護者の対応という意味でも難しい年代なんだと思います。

国の方で、関係機関との連携でPTAっていうのが書かれています、資料2の17ページで、そういう意味では、保護者にもきちんとといじめっていうのはこういうものであって、その対応というのは変わってきますよというのを周知してなきゃいけないんだと思うんですけど、17ページの真ん中の7のところで、「法の理解増進等で、国はPTA関係団体と連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。」とありますが、これは国の趣旨なので、県の施策には書かれないとなのかなっていう疑問が一つあります。

あわせて、いじめ問題対策連絡協議会というのは、これは県の協議会ですけど、各市町村の協議会は、高校は入らないんです。松江市は市立女子高校も入っています。ですので、PTAの会長自体がそういう認識を持ったりとか、PTAの保護者として学ぶ場っていうことじゃないんですけど、あと、校種間の連携とかいう話があったとおり、県立高校であっても半分以上は、ほとんど地元から来られている生徒さんが多いので、市町村の連絡協議会に県立高校が入ることは難しいのかどうなかつていうのが一つ、思いがあります。もう1個その上にあるように、地域との連携で、小中では地域運営学校等が行われてますけど、高校はなかなかそういうふうにいかない中で、特に高校で地域と連携をしたりしましようというのも含めてなんですが、いろんな団体と連携してっていう中で、学校の行事だけじゃなくて、こういういじめ問題も一緒だと思

うんですけど、なかなか地域、コミュニティースクールのような取り組みっていうのは島根県は積極的じゃないような雰囲気があって、またその辺も含めてちょっと検討していただければいいかなと思います。

○会長

引き続き、特別支援学校のPTA連合会様、よろしくお願ひします。

○委員

私の方ですけども、特別支援学校ということで、障がいを持つ子どもの親として、非常にいじめの問題を慎重に捉えているんですけれども、私も何分不勉強でして、本日出席されている皆さんの中で、ここからいじめだ、ここからはいじめではないという判断のつく方いらっしゃいますか。非常に難しいかなというふうに思います。

あわせてですけれども、このいじめ防止の法案の関係で、いじめが撲滅できるというふうに感じておられる方、いらっしゃいますか、挙手お願ひします。私は、前回も出席させてもらったんですけども、いじめの撲滅っていうのは非常に難しいかなというふうに思います。これは日本の歴史を見ても、いじめがあった事実はたくさんありますし、紀元前の中国の文献を読んでも、やはり、いじめ、差別、こういったところがあつたというふうに言われています。

特に、聖徳太子がつくったとされる十七条の憲法の第1条の冒頭の部分、「和を以て貴しとなし、さからうこと無きを宗とせよ。・・・」という言葉があるんですけども、これは裏返せば、人間、非常に差別とか、それとかいじめとかそういったこと、情を持って生きるのが一番大切で、それをないがしろにする者はよくないですよというふうな文言だと思うんですけど、今から1,400年前に聖徳太子がそういったことを訴えても、なかなかいじめというのはなくなつてないということを考えると、今こうしてお話をされてますけれども、なかなか難しい問題だというふうに感じています。

特にこうして欲しいという意見ではないんですけど、非常に難しい問題だなというふうに考えています。

○会長

教育分野の意見等をお聞きしております。

それで、資料9で、先ほどから学校に対して、あるいは教育委員会に対していろいろ御意見をいただいております。学校関係の方々の意見も入れながら、お聞きしたことを前提にしながら、改めて、この資料9についてチャイルドラインしまね様、Y.Cスタジオ様に、この課題についてとそれから今回の改定にかかわって、県においても、このあたりはどうなっているのか、あるいはこのあたりを望みますという意見も加えながら、改めて御発言をいただければと思います。

○委員

実際に電話がかかってきて、その子がいじめられていたり、過去にいじめたことがあったという、またいじめてしまうかもしれないみたいな相談もあるので、せっかく勇気を出してそういうことを電話しててくれた子に何かをしてあげたいなと思うんです。でも、本当にそれができなくて。以前よりは少しはよくなつたんです。以前は、いじめられてるけど誰にも言えないっていうのが多かったんですけど、今もそれは親さんに話してたり、先生に話してたり、友達に相談したりして、いじめられているっていうことを1人で抱え込んでない子からの電話が増えているんで、その辺は、いじめは悪いことだから助けてって言っていいんだよっていうのが子ども達に広がっている、それはいいことだと思います。

ただ、それから先を、誰かに相談したらっていうのを、1回も誰にも相談してないって言われたときには、お母さんに言ったらとか、先生に相談したらとか言えたんですけど、お母さんにも先生にも相談してるので、ずっといじめられてる、もしくはそうやっていじめられているって言ったばっかりに、仕返しがひどくなってしまったいう子に、こうしたらいいよっていうのを言ってあげれないのが、本当に辛いんです。

例えば、ワンクリック詐欺とかだったら、消費者センターに電話してごらんとか、何か性の悩みだったら、産婦人科とか泌尿器科に電話してごらんとか、どこどこに相談してごらんっていうところが、いじめに関しても本当に欲しいなと思うんです。

それで、チャイルドラインに対しては、誰に電話つながるかわからなくて、知らない人だからこんなふうにいろいろ具体的に泣きながら話してくれるんで、そうじゃないとすごく難しいと思うんですけど、どこかにこの人なら自分が話しても自分に寄り添って聞いてくれるっていうところが近くにないと、私達に電話されても、直接その子のそばに行って何かをしてあげることができないんです。特に中四国エリアで聞いて

いるので、そういった遠くのどこまで行って、たくさんいじめの電話がかかってくるんで、私達、電話を受けている者にそこまでボランティアしてくださいとは頼めないので、地域にそういう、この人に電話してごらんっていうところがあればいいなっていうふうに思います。

私達が電話を受けてるのは、火曜日と土曜日の夕方4時から夜の8時まで受けているんですけど、その時間に、ここに電話してごらんって通じるところが本当になくて、平日の8時半から5時ですかね、何か9時5時とかだったら、学校に行ってる子が電話できるわけないみたいな時間なんで、勇気を出して私達に電話してくれたときに、ここに電話してごらんとか、この人に相談してごらんっていう、電話じゃなくてもいいですよ、どっかに行ったらそういう人がいるとかでいいんですけど、そういうことを解決するときに、お母さんに相談しても、先生に相談してもうまくいかなかつたときに、次に相談できる、こんな人がいればいいなみたいな、いじめ解決のエキスパートみたいな方がどっかいればいいなっていうふうに本当に思います。

あと、いじめたことのあった子、今いじめてるとか、そんな悪気がなくてやってたのが、何かエスカレートしたみたいな、電話を聞いてる時は、本当にそんなに悪い子ではない、そんなに本当に鬼のような子がいじめてるってことではなくて、普通の子が何かいらいらして、いじめたみたいな、止まらなくなつたみたいなときに、それを相談しても受け入れてくれる大人ですね。あと、何か本当に辛くて、もうストレスでどうしようもなくなつていじめられてるここまで追い詰められた子どもの味方に立ってそばにいてくれる大人みたいのがいない。そういういじめられてる子に関しては、より手厚くなつてるとか、いじめてる子に関して、指導とかではなくて、本当に大変だねみたいに寄り添つて支えてあげるような、そういう体制があればいいなと思います。

あと、今回の改正にも盛り込まれてて、前からもあったのかもしれませんけど、より子どもの問題解決能力やストレスを管理する能力みたいなのに関する、あと人権感覚に関する研修ですね。実際にワークみたいなんでやってもらつたら、困ったことがあったときに、こういうやり方をしていくと、問題が整理できて、こういうやり方でやっていくと解決のための手がかりを自分で生み出せるとか、誰かに頼つてこうやっていたら、どうにかしてあげれる。

あと、友達がいじめられて連絡てくる子もいるので、その子にはこうやつたらそ

の子を助けてあげれるみたいな、すごく具体的なところで、学校で研修をしていただきたいなと思います。

あと、いじめるつもりじゃなくてこんなこと言ったという子がいて、好意で言つたつていうのは、その子の責任ではなくて、大人の責任です。大人がこんなことを言つたら、こう受け取って、こんな辛い思いをする子がいるんだよっていうことを教えてないからです。それはもちろん、その大人を育てた大人にも問題があるのかもしれないですけれども、子どものそばにいる大人がそういう感覚をしっかりと持つてないということだったら、どこにお願いしていいかわからない、県かなみみたいな感じなんんですけど、そういう子どもに関わっている大人に、「これは好意で言つてるからっていつて、許される言葉ではないんですよ、こんな辛い思いをしてる子がいるんですよ。」、あと、セクハラでスカートめくりしたっていう方もいらっしゃるかもしれませんけど、めくった方はどんな気持ちでおられるかわからないですが、女の子は本当に辛いです。そのところを、冗談とか好意でそんなことをしたんだからっていうことで許せるような問題ではないので、そのところもきちんと子どもに関わる大人に研修していただきたいと思います。

○委員

わかりづらくて済みません、先ほども申し上げましたように、救済を求める被害者の声が本当に届かない。保護者の方と一緒に情報公開請求をしたり、教育委員会にも要望したり、関係機関の対応についても調査したんですけど、ここで書いてあるマニュアルが実際には、なかなかこの通りには行ってないと思います。なぜこんなにも被害者の声が届かないのか、とても疑問です。

いじめの被害者の人権救済ということを毎回言つてるんですけども、子どもの命と尊厳の回復より、学校復帰というか、とっても傷ついてしんどい状態で、相談機関に行っても、中学3年生だったりすると、ゆっくり休むより進路のことを考えようみたいな対応が多いような気がします。

私達は学校外の子どもの居場所がすごく大事だろうと思っています。子どもにとって学校は命を削つてまで行くところではない。学校から距離をとつて子どもが安心していられる場が必要ではないかと思ってますが、学校関係者の皆さんには、善意かも知れませんが、学校復帰ばかり、学歴がなかったら生きていけないだろうみたいな、それ

は結局子どもを追い詰めてしまうんかなと思っています。

それから、被害者の声が届かないだけでなく、重大事態に陥っても、これはなぜかわかりませんけれども、被害を受けた子ども本人や、家庭の問題にされる。発達障がいが疑われ、医療に繋がれている。いまだに、いじめ等の被害があっても、その子どもの問題にされるということは以前と変わっていないと思います。

それから、その次にいじめの構造ということで書いていますが、これは先ほどの方がおっしゃったように、誰もが加害者であり被害者であるという、学校という場の構造の問題を考えない限りは解決しないと思います。文部科学省にびくびくする教育委員会があり、教育委員会にびくびくする学校現場、教員の皆さん、やっぱり力の強い者から弱い者に対して圧力がかかってくるような、学校という場の問題を考えていかない限り、多分、いじめはなくならない。不登校ゼロ作戦なんかを進められても不登校している子どもは自分を否定されるように感じる。ゼロ作戦じゃなくって、不登校の子どもが生き延びられるように支援しないと命がなくなります。この場の問題をしっかり考えていただきたい。さっき校長会の会長さんがおっしゃってますけど、私もいろんなことに関わって、志のある教員の皆さんのが、実は子どもと向き合う時間がとれないとか、志があればあるほど、他の福祉機関なんかでもそうですけど、そういう方が心を病まれたりして、退職していかざるを得ないようなことも起こっていると思います。

やっぱりこの場自体の問題、いじめの構造を考えていく。文部科学省は、教員の手当費を増やすどころか予算を削っています。教員の多忙感じやなくて、実際に多忙でしょう。志があって、自分がいじめられて辛かったからいじめのない学校にしようと、そういう教員になろうという思いを持った先生の方が、むしろ壊れていくという状況もあります。今日は教員の方の声が聞けませんでした。管理職の方の声ではなくって、現場の先生方の、今一生懸命やろう努力していらっしゃる生の声もぜひ聞かせていただきたいと思います。だから、教員も辛い立場にあるという、そういう、一つ一つの個人の問題ではなく学校という場の構造の問題を考えていかないといけないかというふうに思います。

それから、最後にいじめに関わる隠蔽体質。これは、重大事態について、いろいろ御一緒させていただいて、ごめんなさい、島大の先生も関わられている専門家会議がどうであったのか、学校の管理職がどうであったのか、教育委員会がどうであったのか、

なぜそこまで事実を隠すのか。いじめの発覚後すぐにアンケートをとるとか、いろいろ記録とかも残っているだろうと思うんですけど、見事にありません。先生、子どもの命より皆さんの保身の方が大事なんですかと言いたくなります。尊厳を傷つけられた子どもは、命、あるいは命に関わるほどの困難を背負うことになります。

個人を責めるのじゃなくて、これを学校という場の問題と考えて、隠さない、証拠は消さない。いろんな構造から起こるそれぞれの息苦しについて、何か本音が出せる場があるといいなというふうに思います。

それから、今、いじめの中で、難しいのは、ネットいじめと性的ないじめ・からかい、この辺がセットになると、なかなか大変かなと思っています。もし警察が関われば、例えばネットで出回った情報が、1回消されても専門機関なら復元できると聞いています。ネットいじめによる被害を食い止めるにはその辺の協力を仰ぐのも一法かと思います。

何がいじめで何がいじめでないかっていうときにとか、関わる地域や学校の先生も含めて高齢化している中で、今の子ども達の間に何が起こっているか。例えばSNSとか、ネットの中でいろんな性的な情報が溢れています。子ども達での間のデートDVについては、女性が被害者になるだけではなくって、男子生徒も被害者になっているといいます。だから、今、子ども達の間でどういう問題が起こって、何が困難なのかっていうことを最新のアンテナをはって研修をやっていかないといけないと思います。そういうことが、特にいじめの重大事態等の中で浮かび上がってきたときに、早く対応をするためにどうしたらよいかを考えないといけないと思います。

以上、いろんな子どもの相談を受けるときに、一番苦しんでいるのは誰か。単に寄り添えば済むのではなくて、もう少し、特に教育委員会、校長先生、専門家の方達はその子の身になって、その子の一生、その子の命がどうであるかを考えて、そして、できるだけ速攻で動いていただきたいと思います。実動部隊として実際に動けないとしようがないんですよ。きれいごとじゃなくって、その子の命に関わるときには、できる限り動ける人が、多忙な方ではなくって、実際に動ける方がすぐに動けるような体制にしていただければというふうに思います。

○会長

それでは、ちょうど予定をしていた時間になりましたので休憩に入りたいと思います。

なお、後半の方も、また御意見をいただきながら進めていきたいと思いますの流れで、相談窓口、居場所のところでのさらなる御意見を聞いた後、あとまた福祉等のところから御意見、あるいは特には今後の改定について盛り込むべき点とか確認すべき点等を含みながらの御意見をまたいただければなと思います。

[休 憇]

○会長

それでは、予定された時間になりましたので、再開したいと思います。

・ 引き続き、相談窓口の方で、ほっとすペーす 21 様から、御意見があればよろしくお願ひいたします。

○委員

私たちは子ども向けの電話相談をしている団体なんですが、話を聞いてて思うのは、大人達が忙し過ぎて、子どもの話を聞く余裕さえないというのが一番の印象かなという、多分、いじめのこととか話したくても、後でって言われて、もうモチベーション下がってそのまんまとか、普通になるなって思います。

ですので、教職員が気づくための研修も大事ですけど、気づく余裕が出るように、教職員の負担を減らす、それから、地域のこういう相談機関でももっと話しやすい状況ができる、ちょっと人員不足でなかなか相談の時間なんかも増やせなくて。あと、こちらが受けて、深刻な事態だからどっかに回したいと思っても、そこが土日やってないとか。で、そこでまたモチベーション下がって、結局深刻な事態になることもあるかもしれないっていう心配とかあります、そういう全体として聞く姿勢を持ってるかなという、持てるかなというところはとても気になりますし、その構築っていうのが大事かなと思います。

それから、この改定案についてでは、さつきレイシャルハラスメント、セクシュアルハラスメントについて発言したんですけども、資料 2 の 21 ページにいじめの防止についてのところで長々と出てるんですが、例えば特性がある人達について必要な支援を行うとか適切な指導をするととかと、書いてあるんですけども、これ、やっぱり女性についての性差別、これについては除外されてる。

あと、帰国子女、外国にルーツを持つ生徒とか国際結婚の保護者を持つ児童なんか

については語られていますけど、在日と言われる人達、今一番、日本で深刻な人権侵害受けている人達は、在日の人達です。これは、別の項を立てて、ちょっと指針を入れて欲しいなと思ってます。今、川崎とか大阪の方では、ヘイトスピーチなんかに対して条例をつくって禁止する、あるいは集会等できないようにしていく、そういう対策をとられてますけれども、実は、在日特權を許さない会の会長は、よく島根に来てます。多分、大都市のようなこれまでの主戦場はヘイトスピーチできなくなってきたので、地方に軸足を移してくる可能性が十分にあります。そういうときに、朝鮮学校の子ども達を守れるのか。そういうたたかいで、今までうまくやってきた子ども達に対して何か差別的な言動が始まったりしないのか、そういう点も踏まえて、ちょっとヘイトスピーチ対策、在日に対する差別に対する対策、そういうたとえも急いで欲しいと思いますし、この指針には在日に關することと、あと女性に關すること、個別に国の指針をコピペすると入ってないので、そこについては個別に項を立てて欲しいと思います。

それから、あと、性同一性障がいとか性的嗜好について、項が立ってますけれども、職員への正しい理解の促進や学校としての必要な対応っていうところについて、アウティングについて触れといて欲しいなと思います。この理解を促すっていうところで、彼は男の子が好きなんだよ、彼女は男の子が好きなんだよって。これ、本人が望まないのにアウティングすることって、その相手を殺すことに等しいぐらいひどい人権侵害です。いじめをやめさせようと思って、おかまとか言うんじゃないよ、彼は男の子のこと好きなんだけど、それは間違っていることじゃないよっていうことを第三者が言っちゃっていいのかっていいたら、これ、ダメなんです。そのアウティングについて、特に注意を要するということはしっかりと明記して欲しいなっていうのと、できればどっかに宣言としていれて欲しいのが、いじめは人権侵害であり、県として許しませんということを建前として必ず宣言して欲しいんですね。また何か問題あって記者会見するときも、対応が悪くて申しわけございませんでした、でも頑張りましたではなくて、こういうことがありました、はつきり言って、これは許せないことです。でも、対応がまずくってこんなことになりましたと、まず、許しがたいことが起きたということは継続して言っていくべきじゃないかと思うんです。建前をつくることで、いじめをしにくい雰囲気をつくっていきたいと思うんです。これ、多分、口にして言ってれば、いじめなんかなくならないよって。それはそうなんんですけど、許さない雰

囲気をつくっていくのも重要ではないかなということで、どつかで人権侵害である、絶対に県としては許さないということは一言入れて欲しいかなと思います。

○会長

ありがとうございました。それでは、引き続き、居場所の委員の方、よろしくお願ひいたします。

○委員

私の方からは、経験を通しての要望なんですけども、現在、私どもの方は小学生、中学生、高校生がいます。主に中学生の件なんですけども、何か原因があって学校に行けなくなって、あるとき、本人と保護者と一緒に私どもの方に訪ねて来られて、こちらの方で生活できないかという相談があったわけなんです。本人も、環境を変えて、ここで新しく生活して勉強したいということで通われ始められる場合が多いんですけども、その場合、保護者が学校に、明日からフリースクールへ行って生活させて、そこの先生達に勉強を教えてもらいますということで、保護者が学校に連絡されます。保護者から担任の先生に連絡しましたって私の方に連絡があって、しばらくしたら学校の方から連絡があるかなと思ったら、ないことが多いんです。連絡してこられる学校もあるんですけども、ない場合もあります。それで私の方から電話して、最近、この前から通われて、こういう生活をしてますということで、定期テストの範囲とかなどどういうことがあったかを学校に出向いて情報交換させてもらうんですけども、話している雰囲気で、何かフリースクールを敵のように思われている先生もおられるんです。何ですか、何か邪魔だというか、学校側の敵だというふうに感じておられる、いや、全員がそうじゃないですが、そういう先生もおられるということですので、ぜひフリースクールの立場も理解していただいて、その生徒の成長のためにうまく情報提供や情報交換をしていけたらなと思います。私どもの方が、今度は球技大会をこういうふうにやっていきますというようなことを言うと、そういう先生というのは、いや、こちらの方でやっていますからとか言われるんですけども、現実、不登校になって行けてないですから、実際こちらの方で預かるようになりますので、そのところはうまく学校側も理解してもらって、情報交換して、その子の成長のためにやっていければいいなと思っております。ぜひフリースクールの存在というか、私どもを

理解してもらいたいなと思っております。

○会長

ありがとうございました。まさにこの連絡協議会の一番の目標といいますか、こうして関連機関等が顔を合わせながら、また連携を図る上でも、いろんな情報交換をし、さらにはこの会を通じて繋がっていくというところで重要な御発言だったかなと思います。それでは、今回の教育委員会にまとめていただいた国の改定案の改定のポイントでも、改めて P T A のみではなくて、地域の関係団体との連携というのを明記しているということも記載してございます。

福祉分野にはなりますが、青少年育成島根県民会議様から、発言をお願いします。

○委員

御指名をいただきましたので、お配りした資料の説明をさせていただきます。

先ず、「部活動のない日」について、島根県民運動としての「家庭の日運動」を皆さん御承知いただいているだろうと思いますし、少なくともここにお集まりの関係機関の皆さんにはそれぞれ実践をしていただいていると信じておるわけでございますが、この「しまね家庭の日」の取り組みは大体 40 年余り続けてまいりました。おかげさまで、特に中学校長会の御理解を得まして、部活動のない日を第 3 日曜日に統一させていただいているが、やや、時が立ったせいかこれが弱くなつて、中には、そういうふうな申し合わせを知らない先生方がおられるようなことになっているということを伺つています。本日御参考の皆さん方の団体なりそれぞれの職場なりで実践をしていただきたいなと願っております。

家族や親子のふれ合いのできる機会をつくっていくと子どもの変化が親さんには見えてくるはずなんだな、子どもの思いがキャッチできるなというふうなことを思つておりますし、あるいは家族や親の姿が、あるいは考え方が、子ども達に、以心伝心伝えることができる、そういうチャンスにもなろうかなと思っております。人のあり方、生き方を子どもがさりげなく学ぶ機会にもなろうかと思っておるわけで、そういうふれ合いの機会を大事にして欲しいな、今日、一層それが必要になつていてということを実感しているところでございます。そして、親と子が、家族が、話し合うことができる家庭、そして、そこからだんだん明るい家庭、心通わす家庭になっていくという

ふうになっていくといいなと思って、原則、毎月第3日曜日を「家庭の日」にしているところでございます。どうぞ、この運動を展開していただきたいと、お願いをしたいと思います。

もう一つは、「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」、お互いに笑顔で声をかけようという運動を、展開していただきたい。人と人との、だんだん心安さが弱くなったり、人にものを言うのにつつかかるような感じだったり、構えて受けたりするとかの姿が多く見受けられる。大人が、親が子どもに笑顔で声をかける、子ども同士が声をかけ合う、「今度いよいよ総体だね、しっかり頑張ってよ」とか、「昨日は病気で休んでいたけどもう大丈夫？」、そういうふうにして、声をかけていくことが人と人との繋がりに必ずかかわってくる。話のできる関係になれば、悩みも訴えられる、喜びも何倍にもなっていくんじゃないかな。そして、手を取り合って生きる、お互い同志になるんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。

次に「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」、学校、青少年育成関係機関、団体、そして県民の皆さんに一生懸命展開していただきたいなというふうに思っております。

次は、感想ですが、今回はこの内容が具体的になってきてよかったですなと思っております。「なぜあんなことが起きたんだろう、なぜあの程度で済ますんだろう」というふうなことを、学校現場の先生について非常に感じていることがあります。

S CとかS S Wの先生方が配置されたということは、とても、良いと思います。

しかし、このことが本当に現場で活かされるかなということを危惧しております。それは、学校現場の担当のワーカーなどのお話を聞きますと、活かされていないことが非常に多いようです。S CとかS S Wは、子ども達にいろんな話を聞く、先生とは違った話を聞かせてくれる、思いを伝えてくれる。でも、自分は、ものを言わない子ども達に別の話を聞いてもらつては困ると担任の先生から叱られたというワーカーがおられます。あるいは、校長先生から職員会議にも生徒指導会議にも出席しなくていいと言われたワーカー、何のためにいるんだと。先生と違った情報を持っておいでになることを活かされるような、学校現場でないといけないと思っております。ぜひS CとかS S Wを活かすために、研修をしてください。

○会長

どうもありがとうございました。それでは、引き続きになります、民生児童委員協議会様、御意見をよろしくお願いします。

○委員

私は民生児童委員・主任児童委員として、地域の中で子ども達を見守り支援する役目を拥っています。松江市に498人います。各地域に12人、15人、26人と。今、子ども達を見ていますと、塾に行けない、校外活動にも参加できない、そういう子ども達の格差が社会問題になっているが、この子ども達は行き場がない。だから無人のお宮や公園の隅っこに固まって、長時間インターネット・ゲームに熱中・時折危ないこともあります。有意義な過ごし方をしていない。こういう子ども達の居場所がないことに、私は大変心を痛めています。

いじめをする子ども達も、全員ではないが自分の心に満足していない。ストレスをためて劣等感を持ちながら生きているので、誰か弱い人がいたら、憂さ晴らしをし、弱い者いじめをしたくなる要素を抱えています。

こういう状況があるので、地域では今、子どもの居場所づくりを推進しています。先ほどもある委員が言わされたように、学校が月曜日は4校時で終わる。そのときは子ども達の居場所としている。体育館を開放して地域ボランティアが担当して夕方まで遊べるようにするとか、地域の中でも遊び広場を実施、帰りに遊んで帰ろうね、土日もプレーパークなどの遊び広場を、私は月1土曜日ですが、子ども達の仲介者として遊び広場活動をしているんですが、行き場のない子ども達がやってきます。わずかな力ですが、それでも子どもの居場所をつくってやることが、心の寄りどころとなるし、大人とのつながりができる意味で子どもが健全になる一助になると思う。いじめる子どももいじめられる子どもも根っここのところでこんなことが大事ではないかと思っています。

さっき言われた挨拶を交わし合う温かい風土が、今少ないことを私も思っていますので、地域をあげてこの運動ができてくれば、子どもと大人の関係が近くなり気軽に話せるようになっていくと思います。

それで、私が改めて言うことではないですが、また、茨城の中3の子どもが自死しました。あの事件の対応を見て、何とも悲しい。学校はどうしていたんだろう。子どもの命がやっぱり大事にされていない、軽く見られている、ちょっとしたいたずらとい

った程度では、本気に拾い上げてもらえない、今、学校はじめ大人の心が冷たいというか、人に対して真剣に気持ちを聴く力が弱いというか、そんな状況があることを悲しく思います。とにかく、子どもが自分で命を絶つというようなことは、もうあってはならない、災害に遭ったというのとは全然違います、そのところをもっともっとみんなが真剣に、子どもの言い分を否定したり、説教しないで聴いてやる真摯な心がないと子どもは心を開いて話さないと思っています。

それで、地域の者としては、子どもの今の状況を把握することや、その子が悪いというような行動面の見方に偏らず、いじめる側もですし、いじめられる側にも、その子の抱えているものは何だろうといった思いをしっかりと持ちながら、保護者や子どもに働きかけをしていく必要があると思うからです。

私は子どもが自分で命を絶つことは、絶対あってはならないことだと思う。どれほど悲しみ、自分の気持ちを分かってもらえない孤独、悔しさ、苦しみに押しつぶされて命を絶ったことを思うと、いじめの問題は大人の問題であることを痛感します。私自身も前向きのしっかりした心で共に歩める人でありたいと実感しています。

他の委員からも発言がありましたが、県の相談電話にいじめ110番がありますし、法務局でも子どもの電話（いしけめ・人権に関するこ）を受けてますよね。その他の機関でも受けていますが、公は9時から5時です。子どもが本当のSOSを出したいときにあるでしょうか。気軽に安心して助けてが言える状況が、電話相談だけではありませんが、子どもの「心のかけこみ寺」のようなやり方ができないだろうかと思っています。教育委員会と学校だけの枠を広げて、地域や民間団体などの協働の中で子どもを救い育てていける方向を見いださなければと願うばかりです。いじめ問題は難しいことだと思うからです。あれこれ言いましたけれど、私の今の思いです。

○会長

ありがとうございました。今回の改定の中で、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの役割の明確化とか、学校指導体制の中で彼らを取り込みながら整備するというところが、従前からもあったんですが、改めて今回の改定のポイントになっています。

御発言の中にありました、一方で、今、国の方が言っていますのが、今後の学校教育のあり方というところで、これは広い意味でなんですが、いかに教員以外の専門家を

取り入れて、協働しながら一つのチームとして学校をやっていくということでは、学校のチーム化、チーム学校とかっていうところも一方の部分では言われてもおります。

それで、私、教育学部で教員の養成に携わっていますが、実は平成31年度から今の免許法が改正されまして、今後、教員免許を渡せるときには、チーム学校をどうつくるかとか、学校外の専門家とどう協働するのかっていうところで単位を取らせないと、いわゆる必修科目としても、今、免許法の改正でそういう形でも取り上げられてる重要な点でございます。逆を言えば、大学の方もなかなか教員の中で現実的にそれをぴしっと教えられる教員もいなくて、周辺を教えられるところは可能なんですが、やはり今後、そういう教員をつくり上げるというときも、実際にこういう形で現実的に行動なさっている方と大学の中での教員の養成、行く行くは彼らが学校現場の中に入り込みながら、専門外の人ともやっていかなきやいけないということで、今後こういういろいろな関連機関の方の協力も得ながら、チーム学校づくり等を目指していくことが将来的に当たり前のことだといったような形での教員養成ということを、ちょっと今回の話題とは違りますけれども、先ほどありました、本当にスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーっていうところが本当に学校の中に取り入れて、うまく体制として整備されているのかっていう問題の提起がありましたが、ちょっとこれは感想ということで、ちょっと余分なことだったかもしれませんけれども、一言言いたいなと思って言わせていただきました。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きになるんですが、今回の改定のポイントでも、改めて、いじめを防止するためには教育を充実させなきやいけない、例としては道徳とかが出てはおりますが、この中には人権の教育とかももちろん含まれております。

一方で、先ほどからあるような、教員の感度とかを高めながら、資質の教育というのも改めてということですが、次は、分野でいいますと人権の方からも委員としておいでになられておりますので、それぞれのお立場での感想あるいは御意見、あるいは明確にこういうところを、今度の改定では必要ではないのかといった明確な御意見があれば、ちょっとお話しitだければなと思います。

それでは、松江地方法務局様、御意見あれば、お伺いしたいと思います。

○委員

法務局では、人権に関わる仕事をしているわけですが、基本的には人権相談、そして

人権相談を受ける中から、人権侵犯事件というものがあった場合に、その相談者の方が、法務局の関与を求めて調査、救済をお願いしたいというような御希望があったら、法務局の方が実際に実態の調査をし、さらにその調査の中で人権侵犯事案が発見したような場合は、相手方に対して措置、国の立場として説示をすると、そういうような業務をやっております。

もちろんその調査の中では警察のような強制権はございませんので、全てその調査は任意ということでございます。もちろん相手方にも人権はあるわけでございますので、限られた調査ではございますが、そういう調査の範囲で相手方に対して人権の大切さを説示をしていくということをやっております。

子どもとの関わり合いの中では、子どもの人権SOSということで、そういったフリーダイヤルの専用電話を開設をしておりましますし、また、SOSミニレターということで、県下の小学校、中学校に対して、封書と便箋をセットにして切手は不要だというようなものを一人一人の生徒に配布してもらうようにしております。そしてその中で、教員あるいはお父さん、お母さんに言えないような悩みをそこに書いていただいて、法務局へ出していただくと。法務局では、人権擁護委員という方がおります。人権擁護委員は、法務大臣が民間の方に委嘱をして、人権に関わる仕事をボランティアですけどやっていますとというような方ですけども、その方に返事を書いてもらうと、そういう取り組みをしながら、いじめを発見するような場合には、さっき言ったような調査、救済をしていく、そういう取り組みをしております。そういういじめがあった場合には、学校に出向いて、校長先生なり、教員の方に話を聞いて、そういった事案があれば、国として改善を求めるというような、そういう取り組みをしております。

課題としましては、その子どもさん本人の関与をさせてもいいかどうかということを聞く中で、やはり子どもさんは、絶対に学校には行かないでくださいとか、お母さん、お父さんには言わないでくださいというようなことがございます。ですから、そこら辺が少し課題ではあるなと思います。もちろん、悩みを、人権擁護委員がこうしてはどうか、ああしてはどうかという返信を書く中で、結局文通のような形になりますし、中には、ありがとうございました、実践してみたらいじめはなくなりましたと、そういうような返信もわりとあります。ですので、そういう意味では、この取り組みというのは、いじめの大きな劇的な改善にはなっていないのかもしれませんけども、地道な活動の一つであるなと実感しておるところでございます。

今、言ったようなことは全て受け身になってしましますので、こちらの方から出向くということでは、啓発活動ということもやっております。特に中学校に出向いて、今は人権教室というものを法務局と人権擁護委員で、いじめをなくすことの大切さとか、どういう場合にいじめをしてしまうので、そういうたいじめをなくすためにはどうすればいいんだろうねということを、先生に入っていただくとやはり本音は言っていただけないので、先生は別にして、法務局と人権擁護委員で生徒とグループを組んで、ディスカッションをしていきながら、いじめについて考えていくと、そういうような取り組みを一昨年度からやっています。これをどんどん広げていって、何とか、いじめが現在進行形で発生しておれば、このことに対して考えてもらう一つの場にしていきたいなと思っておるところでございます。

できることっていうのは限られているかもしれませんけども、これからも法務局、そして人権擁護委員としてできることを地道にやっていきたいと思っているところでございます。

○会長

どうもありがとうございました。先ほどの御意見の中に入権擁護委員という言葉が出ましたけれども、引き続き、人権擁護委員連合会様から、ご意見をお願いします。

○委員

先ほどからいろんな方のお話を拝聴いたしまして、今日いろいろな指針といいますか、基本的な方針が出されておりますけども、立派な指針だと思います。ただ、これが実際に運用面になって、しっかりと運用されるのか、幾ら指針があっても、やっぱりそれを理解して実行に移すのは人間でありますので、その方がしっかりとといじめとかに向き合って対応していただきたいと思います。

先ほども話になりましたけども、やっぱり当事者の御意見を聞くとか、関係者の人を招いてこういう会を開くとか、そういうのは非常に大事なんだろうと思います。多分私どもよりも、そういう方がよほどいろんな情報とかを持っておられると思いますので、またそういう会を持っていただけたらと思います。

それから、学校でのいじめですが、一番深刻なのは、やっぱり学校というのはもう逃げ場がない場所だということが最大の特徴だと思いますが、本当にささいないじめか

ら、本当に重大ないじめ、多岐にわたると思います。特に重大な、もう命がなくなるとか、不登校になるとか、精神的な疾患を患うとか、そういうことがとにかくないように対応していきたいと思っておりますし、先ほど法務局からも話がありましたが、我々人権擁護委員としては、SOSのミニレターとか電話相談とか、そういうのもやっております。また、関係機関ももしそういう情報とかがありましたら、人権擁護機関で対応できることは協力していきたいと思いますので、こちらの方にも流せる情報がありましたら、より効果的な活動ができると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○会長

どうもありがとうございました。突然かもしれないんですけど、学校の中へ入り込みながら、日々、子どもとの相談にも応じているという重要な役割であります、いわゆるスクールカウンセラーをたくさん派遣あるいは輩出しておられます島根県臨床心理士会様から、御意見をお願いしたいと思います。

○委員

私自身もスクールカウンセラーとして学校に派遣されておりまして、当然いじめの問題に対応することもあります。その時、スクールカウンセラーの立場としては、もちろん被害者本人や御家族を支えるというのと、もちろん加害者の今後を考えること、そして、学校側のいろんな体制の中に入って、学校を支えるっていうことも私達の大切な仕事であって、私達の視点として、スクールカウンセラーの立場としては、半分は学校に、そして半分は第三者の視点でいないと、どちらかの立場に偏ってもいけないという意味で、少し外部の目線で対応させていただくという形で入らせていただいているです。

今回、そのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、学校の中のいじめ対策の一員として、明確に、何というんですか、配置されるということを、私達としては、すごくやりがいがあるなと思いますし、体制として私達が組み込まれるのは、その学校側の教員としての役割として私達が入るのではなくて、あくまでも第三者の視点でそこに入っているよというふうにしていただくと、教員の方とはまた違った役割で支えていけるんじゃないかなと思っています。私達、スクールカウンセラーは学

校側からどのような役割を担って欲しいのかということをもう少し具体的に教えていただきたいし、私達も学校側と協議していきたいなとは思っています。

スクールカウンセラーとして働いていく上で、学校側に少し、これは要望なんですけど、会議とかその生徒の事例とかで話し合うときに、できるだけ誘ってもらったり、私達の勤務が毎日ではないもので、その時にできれば調整していただけたら、もう少し学校側の組織の一員として認められるのかなと思っています。

○委員

ちょっと時間がない中で、済みません。弁護士会と申しますが、せっかく参加させていただいたので、少し私の方もお話しさせていただきたいと思います。

昨今は、少年の非行事件とか犯罪事件というのは年々減少しています。一方、いじめについてはなかなか無くならないということになっていて、こういう会議が開かれているわけなんですけれども、少年の非行や犯罪をする少年達は、当然悪いことをしているというのはわかっているんですけども、やはり何か問題を抱えていて、その問題が非行行動に出ていく。いじめをする加害者の側の子どもについても、やはり同じように、何らかの問題を抱えていて、それがいじめになっているということが言えるんではないかということで、いじめについては、いじめている側が悪いというのはそれは当然大前提です。いじめている側が悪いから学校は指導をするということになるんですけど、指導の仕方によって、悪いことをしたんだから、相手の気持ちを考えなさいとか、反省文書きなさいとか、そういう指導をするのではなく、なぜ、貴方はその子にそういうことをしたのっていうところから聞いていくという、時間をかけて、なぜやったのかというところから聞いていかないと、根本的な解決には至らないのではないか。表面的には、わかりました、もうしませんと言ってもまた続く、その子どもの抱えている問題を取り除かなければ、またひどくなったりしていくことがあるんじゃないかなというのをちょっと思ったので、加害者側についても、一応、計画の方には、加害者側児童についても、指導という言葉、指導をするというはあるんですけど、その仕方はどうしていくかということを考えていく必要があるんじゃないかなということを意見として述べさせてもらいます。

○会長

ありがとうございました。今回の改定でも盛り込まれる重要なポイントということで、加害者側ですよね、そこを国の言葉では指導ということになりますが、加害者側にどう対応していくのかという、重要なポイントということで、御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、議題のその他、5番目の「今後の改定のスケジュール」に入りますが、その前に、今回、このような形で様々なお立場からの御意見をいただきました。それを、この後の話にあります生徒指導審議会を目指しながら、ここでの意見をいわゆる今度の県の方針に盛り込んで行くという作業がございます。今回の意見を県の方針にどういう形で反映させるかということでございます。

この作業につきましては、事務局の方にお任せしたいという案でございますが、これについてはいかがでしょうか。

○委員

今日の発言は、大変アバウトな話で申しわけなかったんですけれども、県基本方針の見直しについては、いろいろ多岐にわたってまだ話せなかつた意見があります。メール一本あけていただいて、何条の何段目のところは、こういう点を考えていただきたいという意見を、生徒指導審議会の方に伝えていくようなルートを作っていただけないかと思います。今日は、全然時間がなくて、おっしゃり切れていない方も、多いんじゃないかなと思います。

○会長

それでは、今後の改定のスケジュールとも関連するとも思いますので、そこも含めながら、事務局の御回答をよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。今日は、貴重な時間いただき多くの意見をいただきました。委員から先ほど発言がありました。今日御発言されなかつた方もおられます。また、申し足りなかつたこともあるかと思います。今日、開催するまでに、文書等でいろいろやりとりした中にメールアドレスをつけていますので、そこに追加の意見として送っていただければと思います。

それから、資料10を御覧いただきたいと思いますが、今後の改定スケジュールについて、先ほど会長から紹介がありました。

今日の意見を踏まえて、夏ごろに生徒指導審議会を開催いたしまして成案とし、次に県民意見募集を行いまして、年内を目処に改定版をつくっていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。事務局から、委員の御質問の対応と、それから今後の改定作業スケジュールについて、御発言をいただきました。

○事務局

済みません、先ほどの説明に補足させていただきます。次の作業の都合もありますので、できましたら今月中のところで意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○会長

よろしくお願ひします。それでは、メールでの意見も、事務局でまとめていただいて、審議会の方に送っていただくという手続でお願いしたいと思います。

それでは、予定をしておりました本日の議事をこれで終了をいたしました。皆さんの御協力によって、予定どおり進行することができました。どうもありがとうございます。それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○事務局

そうしますと、事務局を代表して一言お礼申し上げます。

本日は、各方面からたくさんの方々、お忙しい中をお集まりいただき、なつかつ大変貴重な御意見を賜りましたこと、まずもって感謝申し上げます。

本日は、こうして各関係の皆様方と繋がることができた、これを支えに、島根県の子ども達のよりよい居場所をどういうふうに確保すればいいかということ、また、皆様方の御意見を頂戴しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、事務局から先ほど言いましたように、改定に際しましては、本日賜りました御

意見、それから今後頂戴します意見を可能な限り反映する方向で検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

今後とも、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

